第十九条の六　令和六年度に限り、第三十九条第二号中「〇・九六八」とあるのは、「川崎市にあつては〇・九七〇、その他の指定都市にあつては〇・九六八」とする。

（「地域の元気創造事業費」に係る数値の算定方法等）

第十九条の十四　［略］

［２～５　略］

６　前項の規定に基づいて行う経常態容補正Ⅰは、次の表の上欄に掲げる地方団体の種類につき、同表の下欄に掲げる算式及び算式の符号によつて算定した数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を用いて行うものとする。

地方団体の種類	算式及び算式の符号
都道府県	算式 （0.1 × A ＋ 0.1 × B ＋ 0.2 × C ＋ 0.2 × D ＋ 0.2 × E ＋ 0.2）× 0.591 0.1 × A、0.1 × B、0.2 × C、0.2 × D 及び 0.2 × E に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。 算式の符号 A　次の算式Ⅰによつて算定した数（当該数に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が２を超える場合には２とし、負数となるときは０とする。） 算式Ⅰ A ＝ － 0.182 × a ＋ 19.2 算式Ⅰの符号 a　一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）第６条第１項別表第１のイに規定される行政職俸給表（一）の適用を受ける職員（以下この表において「国の職員」という。）の俸給月額に対する当該地方団体の地方公務員給与実態調査における一般行政職の職員の給料月額について、当該地方団体の学歴別、経験年数別の平均給料月額に国の職員の数を乗じて得た数の総和を国の職員の実俸給月額の総和で除して得る加重平均方式により総務大臣が算定した数（以下この表において「ラスパイレス指数」という。）であつて令和５年４月１日現在におけるもの B　次の算式Ⅱによつて算定した数（当該数に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が２を超える場合には２とし、負数となるときは０とする。） 算式Ⅱ B ＝ － 0.185 × b ＋ 18.5 算式Ⅱの符号 b　令和元年から令和５年までの各年の４月１日現在におけるラスパ

第十九条の六　令和五年度に限り、第三十九条第二号中「〇・九八〇」とあるのは、「川崎市にあつては〇・三一七、その他の指定都市にあつては〇・九八〇」とする。

（「地域の元気創造事業費」に係る数値の算定方法等）

第十九条の十四　［同上］

［２～５　同上］

６　前項の規定に基づいて行う経常態容補正Ⅰは、次の表の上欄に掲げる地方団体の種類につき、同表の下欄に掲げる算式及び算式の符号によつて算定した数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を用いて行うものとする。

地方団体の種類	算式及び算式の符号
都道府県	算式 （0.2 × A ＋ 0.1 × B ＋ 0.3 × C ＋ 0.2 × D ＋ 0.2 × E）× 0.582 0.2 × A、0.1 × B、0.3 × C、0.2 × D 及び 0.2 × E に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。 算式の符号 A　次の算式Ⅰによつて算定した数（当該数に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が２を超える場合には２とし、負数となるときは０とする。） 算式Ⅰ A ＝ － 0.185 × a ＋ 19.5 算式Ⅰの符号 a　一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）第６条第１項別表第１のイに規定される行政職俸給表（一）の適用を受ける職員（以下この表において「国の職員」という。）の俸給月額に対する当該地方団体の地方公務員給与実態調査における一般行政職の職員の給料月額について、当該地方団体の学歴別、経験年数別の平均給料月額に国の職員の数を乗じて得た数の総和を国の職員の実俸給月額の総和で除して得る加重平均方式により総務大臣が算定した数（以下この表において「ラスパイレス指数」という。）であつて令和４年４月１日現在におけるもの B　次の算式Ⅱによつて算定した数（当該数に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が２を超える場合には２とし、負数となるときは０とする。） 算式Ⅱ B ＝ － 0.185 × b ＋ 18.5 算式Ⅱの符号 b　平成30年から令和４年までの各年の４月１日現在におけるラス